

# ○学校法人久留米大学利益相反マネジメント規程

〔平成21年4月24日〕  
規程 第21-2号

(目的)

第1条 この規程は、学校法人久留米大学利益相反マネジメントポリシーに基づき、学校法人久留米大学（以下「本学」という。）における産学官連携活動における、利益相反を適正にマネジメントすることを目的とする。

(対象者)

第2条 利益相反マネジメントの対象者は、本学の役員、教職員、学生等（以下「教職員等」という。）とする。但し、利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）が指定する者を対象者に加えることができる。

(対象事象)

第3条 利益相反マネジメントの対象となる事象は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 教職員等が産学官連携活動（例えば、国、地方公共団体、独立行政法人、会社その他の営利企業又はその他の団体（以下「企業等」という。）との兼業活動、共同研究及び受託研究、自らが関わる知的財産権の企業等への譲渡及び実施許諾等並びに企業等からの研究員等の受け入れを行う場合等を行う場合で、次のいずれかに該当するとき。
  - ① 当該企業等から一定額以上の金銭の供与を受ける場合
  - ② 当該企業等から一定額以上の物品等の供与を受け、又は購入する場合
  - ③ 当該企業等から一定比率以上の持分の株式、出資金、新株予約券及び受益権等を取得する場合
- (2) その他利益相反マネジメント委員会が対象事象と認めた場合

(委員会)

第4条 本学における、利益相反マネジメントに関する事項を審議するために委員会を設置する。

(委員会の構成及び運営)

第5条 委員会は、次の者をもって構成し、各号の委員は学長が任命する。

- (1) 法人理事 1名
  - (2) 倫理委員会委員 若干名
  - (3) 学外有識者 1名
- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
  - 3 委員会に委員長を置き、委員長は委員の中から学長が指名する。
  - 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
  - 5 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
  - 6 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところ

ろによる。

7 委員が当該利益相反等の関係者であるときは、委員は当該審議に加わることができない。

8 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に参加させることができるほか、外部の専門家に助言を求めることができる。

9 委員会は必要に応じて、教職員等に対して事情聴取等を実施することができる。  
(委員会の審議事項)

第6条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 利益相反マネジメントポリシー等の改廃に関する事項
- (2) 利益相反マネジメントにかかわる施策の検討及び実施に関する事項
- (3) 利益相反マネジメントにかかわる調査及び相談に関する事項
- (4) 利益相反に関する審議及び対応に関する事項
- (5) 利益相反マネジメントにかかわる外部への説明責任に関する事項
- (6) その他の利益相反マネジメントに関する事項

(利益相反に関する対応)

第7条 委員会は、教職員等に対して次に掲げる対応を求めることができる。

- (1) 委員会による研究内容の確認等への協力
- (2) 研究計画の変更
- (3) 研究の全部又は一部への参加の見直し
- (4) 利益相反をもたらす関係の見直し

(自己申告)

第8条 委員会からの求めに応じて、教職員等は年度毎に、又は新しく報告すべき「経済的な利益関係」が発生する毎に、別途に定める利益相反自己申告書（以下「自己申告書」という。）を提出しなければならない。

(審議及び対応等の手続)

第9条 委員会による、利益相反に関する審議及び対応等については、次のとおりとする。

- (1) 教職員等からの自己申告書及び相談等により、審議が必要とされる案件を選出する。
- (2) 審議が必要な案件については、教職員等の利益相反を構成する事実関係を確認して、利益相反マネジメントが必要であるか否かを決定する。
- (3) 審議の結果、利益相反マネジメントが必要と認められた場合には、委員長は学長に報告する。学長は関係の教職員等に対して審議結果を通知し、機関としての見解を提示して改善に向けた指導、管理を行う。
- (4) 前項の通知を受けた教職員等は、審議結果に異義がある場合には、学長に対して、再度審議を求めることができる。
- (5) 教職員等より審議の要請があった場合には、委員会は再度審議を行い学長に報告する。学長は教職員等に対して審議結果を通知する。
- (6) 委員会は、審議が必要とされる案件で、今後の状況を追跡調査した上で決定を行う必要があると認めた場合には、継続的に調査を行う。

(7) 委員会は、利益相反を構成する事実関係の見直しを求めた案件について、その後実施状況を調査し、学長に調査結果を報告する。また、委員会は学長に活動状況を定期的に報告しなければならない。

(利益相反相談員)

第10条 教職員等に対して利益相反の相談に対応するために、利益相反相談員(以下「相談員」という。)を置く。

2 教職員等は、産学官連携活動に伴い利益相反に関して疑義が生じた場合は、相談員に相談することができる。

3 相談員は、委員会の委員が兼務するものとし、委員長が必要と認めるときは、外部の専門家に助言を求めることができる。

4 相談員は、教職員等から利益相反について相談があった場合は、その内容を委員長に報告する。

(情報公開)

第11条 委員会は、本学における利益相反の情報を、学内外に必要な範囲で公開することにより、社会等に対する説明責任を果たす。

2 委員会は、学内外への情報公開にあたっては、教職員等の個人情報の保護に対して十分に配慮する。

(情報の取扱い)

第12条 利益相反自己申告書等の利益相反に関する情報は、個人情報外部に漏洩することのないように、学校法人久留米大学個人情報の保護に関する規程の定めるところにより、厳重に保管・管理する。

2 委員会委員は、任期中に知り得た利益相反に関する情報を、任期中及び退任後も他に漏らしてはならない。

(研修・啓発活動)

第13条 委員会は、利益相反マネジメントの啓発のため、教職員等に対して研修会等を開催する。

(庶務)

第14条 利益相反マネジメントに関する庶務は、経営企画部産学官連携推進室において処理する。

附 則 (21. 4. 24)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。